

杉並区立杉並会館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月16日

杉並区長 田 中 良

杉並区条例第10号

杉並区立杉並会館条例の一部を改正する条例

杉並区立杉並会館条例（昭和42年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「集会室及び宴会室（以下「集会室等」という。）」を「宴会室」に改める。

第3条第1項中「集会室等」を「宴会室」に改める。

第4条を削る。

第5条中「または」を「又は」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「、集会室等」を「、宴会室」に改め、同条第2号中「集会室等」を「宴会室」に、「き損する」を「毀損する」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

第11条中「つぎの各号の一」を「次の各号のいずれかに」、「または使用」を「又は使用」に、「もしくは」を「若しくは」に改め、同条第1号中「、または」を「又は」に、「とき」を「とき。」に改め、同条第2号中「または」を「又は」に、「とき」を「とき。」に改め、同条第3号及び第4号中「とき」を「とき。」に改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とする。

第13条中「集会室等」を「宴会室」に改め、同条を第12条とする。

第14条中「き損し」を「毀損し」に改め、同条を第13条とし、第15条を第14条とする。

別表中「第7条」を「第6条」に改め、同表（1）を次のように改める。

（1）宴会室使用料

区分	使用料（2時間当たり）
宴会室（芙蓉）	3,500円

宴会室（末広）	7,800円
宴会室（孔雀 ^{くじろく} ）	11,000円

付記 宴会室を使用する場合において、2時間に満たない時間は、これを2時間として表に掲げる使用料を徴収する。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

杉並区立杉並会館条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>(事業)</p> <p>第2条 会館は、前条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>宴会室</u> _____の使用に関する と。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(使用の手続等)</p> <p>第3条 <u>宴会室</u>を使用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 会館は、前条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>集会室及び宴会室（以下「集会室等」という。）</u>の使用に関する と。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(使用の手続等)</p> <p>第3条 <u>集会室等</u>を使用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p><u>(使用期間)</u></p> <p>第4条 <u>同一の者が集会室を引き続き使用することができる期間は、3日を限度とする。ただし、区長が必要と認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(特別の設備等)</p> <p>第5条 会館を使用しようとする者が、特別の設備をし、<u>または</u>備付器具以外の器具等を使用しようとするときは、区長の承認を受けなければならない。</p> <p>(使用の不承認)</p> <p>第6条 区長は、<u>集会室等</u>の使用について、次の各号のいずれかに該当すると</p>
<p>(特別の設備等)</p> <p>第4条 会館を使用しようとする者が、特別の設備をし、<u>又は</u>備付器具以外の器具等を使用しようとするときは、区長の承認を受けなければならない。</p> <p>(使用の不承認)</p> <p>第5条 区長は、<u>宴会室</u>の使用について、次の各号のいずれかに該当すると</p>	<p>(特別の設備等)</p> <p>第5条 会館を使用しようとする者が、特別の設備をし、<u>または</u>備付器具以外の器具等を使用しようとするときは、区長の承認を受けなければならない。</p> <p>(使用の不承認)</p> <p>第6条 区長は、<u>集会室等</u>の使用について、次の各号のいずれかに該当すると</p>

認めるときは、使用を承認しない。

(1) 略

(2) 宴会室の施設及び設備を毀損するおそれがあるとき。

(3) 略

(使用料等)

第6条 略

(使用料の納付)

第7条 略

(使用料の減免)

第8条 略

(使用料の不還付)

第9条 略

(使用制限)

第10条 区長は、会館の使用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の承認を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の目的又は区長の指示に違反したとき。

(3) 災害その他の事故により、会館の使用ができなくなつたとき。

(4) 前各号のほか区長が必要と認めたとき。

(原状回復の義務)

第11条 略

認めるときは、使用を承認しない。

(1) 略

(2) 集会室等の施設及び設備をき損するおそれがあるとき。

(3) 略

(使用料等)

第7条 略

(使用料の納付)

第8条 略

(使用料の減免)

第9条 略

(使用料の不還付)

第10条 略

(使用制限)

第11条 区長は、会館の使用について、つぎの各号の一に該当すると認めるときは、その使用条件を変更し、または使用を停止し、もしくは使用の承認を取り消すことができる。

(1) この条例、またはこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の目的または区長の指示に違反したとき。

(3) 災害その他の事故により、会館の使用ができなくなつたとき。

(4) 前各号のほか区長が必要と認めたとき。

(原状回復の義務)

第12条 略

(使用権の譲渡等禁止)

第12条 宴会室の使用の承認を受けた者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(賠償)

第13条 使用者は、会館の施設並びに設備及び展示品等を毀損し、又は滅失したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない事由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第14条 略

(使用権の譲渡等禁止)

第13条 集会室等の使用の承認を受けた者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(賠償)

第14条 使用者は、会館の施設並びに設備及び展示品等をき損し、又は滅失したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない事由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第15条 略